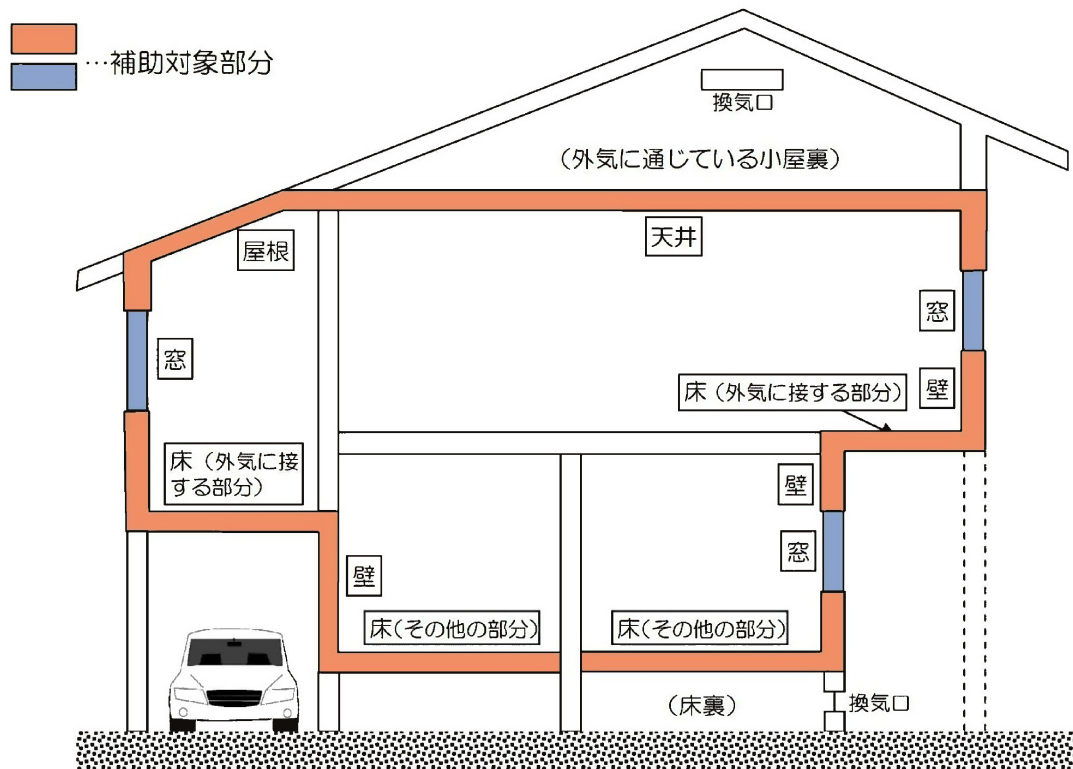


8 参考資料

(1) 断熱改修工事の参考例

～断熱改修工事の参考例～



■窓の仕様例■ 【省エネ基準(平成11年基準・IおよびII地域)】

建具の仕様		使用することができるガラスの熱貫流率または仕様	
		ガラス中央部の熱貫流率 【W/(m ² ・K)】	代表的な仕様例
一重建具	木製またはプラスチック製	2.08以下	低放射複層ガラス(空気層12mm以上)入り建具
	木またはプラスチックと金属との複合材料製		三層複層ガラス(空気層各12mm以上)入り建具
二重建具	建具の一方が木製またはプラスチック製	1.91以下	単板ガラス入り建具 + 複層ガラス(空気層12mm以上)入り建具
	(材質は問わない)	1.51以下	単板ガラス入り建具 + 低放射複層ガラス(空気層12mm以上)入り建具
三重建具	(材質は問わない)	1.91以下	単板ガラス入り建具 + 単板ガラス入り建具 + 単板ガラス入り建具

※上記仕様によらず計算により断熱性能を評価する場合は、窓の熱貫流率が2.33以下となるものが適合します。

■床、壁、天井等の断熱材の必要厚さの例■ 【省エネ基準(平成11年基準)】

(Ⅱ地域)

工 法	部 位	断熱材の熱抵抗値の基準(R) (m ² K/w)	断熱材の種類と厚み(d) (単位: mm)								
			A-1	A-2	B	C	D	E	F		
在来木造	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
	その他の部分		3.3	175	165	150	135	115	95	75	
	外張断熱工法	屋根または天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
その他の部分			—	—	—	—	—	—	—	—	
枠組壁工法	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
	その他の部分		3.1	165	155	140	125	110	90	70	
	外張断熱工法	屋根または天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
その他の部分			—	—	—	—	—	—	—	—	
鉄骨造	外張断熱工法	屋根または天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—

※選択した断熱材製品の熱伝導率によっては表に記載されている厚さよりも薄い厚さでも基準の熱抵抗値に適合する場合があります。

断熱材の種類

断熱材のランク

	A-1	A-2	B	C	D	E	F
熱伝導率(λ) (w/m・K)	0.052 ~0.051	0.050 ~0.046	0.045 ~0.041	0.040 ~0.035	0.034 ~0.029	0.028 ~0.023	0.022 以下
住宅用グラスウール断熱材		10 K 相当	16K・20 K 相当	24K・32K 相当			
高性能グラスウール断熱材				16K・24K・32K 相当	40K・48K 相当		
吹込み用グラスウール	施工密度 13K・18K			30K・35K相当			
タタミボード	15mm						
A 級インシュレーションボード	9mm						
シージングボード	9mm						
吹込み用ロックウール断熱材		25K		65K 相当			
住宅用ロックウール断熱材				マット・フェルト・ボード			
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム				A 種 3	A 種 1・2		
A 種硬質ウレタンフォーム保温板					1 種	2 種 1~4 号	
A 種ポリスチレンフォーム保温板			1 種 1~2 号				
A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板			4 号	1~3 号	特号		
A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板				1 種	2 種	3 種	
A 種ポリエチレンフォーム保温板				2 種	3 種		
A 種フェノールフォーム保温板				2 種 1号 3 種 1~2号	2 種 2号	2 種 3号	1 種 1~2号
吹込用セルローズファイバー				25K・45K・55K			

※必要な断熱材の厚さ ; 厚さd(m) = 熱抵抗値 R(m²・K/W) × 熱伝導率 λ (w/m・K)

(I 地域)

工 法	部 位	断熱材の 熱抵抗値の 基準(R) (m ² K / w)	断熱材の種類と厚み(d) (単位: mm)								
			A-1	A-2	B	C	D	E	F		
在来木造	充填断熱 工法	屋根または天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
	その他の部分		3.3	175	165	150	135	115	95	75	
	外張断熱 工法	屋根または天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
その他の部分			—	—	—	—	—	—	—	—	
枠組壁工法	充填断熱 工法	屋根または天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
	その他の部分		3.1	165	155	140	125	110	90	70	
	外張断熱 工法	屋根または天井		5.7	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
その他の部分			—	—	—	—	—	—	—	—	
鉄骨造	外張断熱 工法	屋根または天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—

※選択した断熱材製品の熱伝導率によっては表に記載されている厚さよりも薄い厚さでも基準の熱抵抗値に適合する場合があります。

② 住宅リフォーム工事請負契約書

● 本書式は、下記のホームページに掲載しております。

- ・(一社)住宅リフォーム推進協議会 URL: <http://www.j-reform.com>
- ・(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター URL: <http://www.chord.or.jp>
- ・リフォネット(リフォーム支援ネット) URL: <http://www.refonet.jp/>

書式 I-1

平成 年 月 日

住宅リフォーム工事 請負契約書

印紙貼付欄

1万円未満：非課税
1万円以上100万円以下：200円
100万円を超え200万円以下：400円
200万円を超え300万円以下：1,000円
300万円を超え500万円以下：2,000円

工事名称

工事場所

工期 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで

注文者名 様 印 TEL

住所 FAX

請負者名 TEL

代表者 印 FAX

住所

担当者名

1. 請負金額

金 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要(仕様)	(単価・数量・時間等)	小計
1.			
2.			
3.			
4.			
5. 解体・廃棄物処理費			
		工事価格(税抜き)	
		取引に係る消費税等	
		合計(税込)	

■請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■添付書類：工事内容を補足するため次の書類を添付します。(打ち合わせシートと工事請負契約約款は必ず添付する。その他、添付する資料に○印を付ける)

◎ 住宅リフォーム工事打ち合わせシート	◎ 住宅リフォーム工事請負契約約款	・ 御見積書	・ 仕上げ表
・ カタログ (1.) (2.)			
・ その他 (1.) (2.)			

3. 支払方法 前払金 () 金 円 (税込)
部分払 () 金 円 (税込)
竣工払(工事完了確認後 日以内) 金 円 (税込)
金 円 (税込)

▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する

※ この書類は大切に保管してください。

100801 版

住宅リフォーム工事
請負契約書

印紙貼付欄

1万円未満：非課税
1万円以上100万円以下：200円
100万円を超え200万円以下：400円
200万円を超え300万円以下：1,000円
300万円を超え500万円以下：2,000円

工事名称

工事場所

工期 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで

注文者名 様 印 TEL

住所 FAX

請負者名 TEL

代表者 印 FAX

住所

担当者名

1. 請負金額

金 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要 (仕様)	(単価・数量・時間 等)	小計
1.			
2.			
3.			
4.			
5. 解体・廃棄物処理費			
		工事価格 (税抜き)	
		取引に係る消費税等	
		合 計 (税込)	

■請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■添付書類：工事内容を補足するため次の書類を添付します。(打ち合わせシートと工事請負契約約款は必ず添付する。その他、添付する資料に○印を付ける)

◎ 住宅リフォーム工事打ち合わせシート	◎ 住宅リフォーム工事請負契約約款	・ 御見積書	・ 仕上げ表
・ カタログ (1.) (2.)			
・ その他 (1.) (2.)			

3. 支払方法 前払金 () 金 円 (税込)

部分払 () 金 円 (税込)

竣工払 (工事完了確認後 日以内) 金 円 (税込)

金 円 (税込)

▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する

※ この書類は大切に保管してください。

② 住宅リフォーム工事請負契約約款

● 本書式は、下記のホームページに掲載しております。

- ・(一社)住宅リフォーム推進協議会 URL: <http://www.j-reform.com>
- ・(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター URL: <http://www.chord.or.jp>
- ・リフォネット(リフォーム支援ネット) URL: <http://www.refonet.jp/>

書式Ⅱ

住宅リフォーム工事 請負契約約款

(総則)

- 第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 2 この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。

(打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

- 第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

- 第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品を含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

- 第6条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
- 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検取するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

- 第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(瑕疵がある場合の責任)

- 第9条 目的物に瑕疵がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

第10条 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
- 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

(遅延損害金)

第11条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

- 2 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第12条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合^(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

^(注) 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

- ① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合^(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
ア お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等
イ 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）又は、3,000円未満の現金取引
- ② 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

- ① 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
- ② 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。
- ③ 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
- ④ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- ⑤ すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

* 尚、通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約の解除が可能になる場合があります。

9 提出書類一覧

提出書類一覧

No.	名 称	作 成 区 分					備 考
		交付申請	変更申請	中間検査	実績報告	取止め	
1	交付申請書	◎					
2	補助金算定書	◎	◇				
3	他の助成等の申請状況について	◎	◇				
4	交付申請取下げ届					◎	
5	工事内容等変更申請書		◎				
6	耐震改修工事中間報告書			◎			
7	実績報告書				◎		
8	住民票	◎			○		申請時未入居の場合
9	納税証明書	◎					
10	建物の登記事項証明書	◎					
11	口座振込依頼書	◎			◇		
12	建設業の許可書の写し	①	①				いずれか一つを選択すること
13	瑕疵担保責任保険の登録書の写し	①	①				
14	北海道住宅リフォーム推進協議会の登録書の写し	①	①				
15	建築した事業者であることの証明	①	①				
16	商業・法人登記事項証明書	②	②				該当する書類を選択すること No.15の書類を添付する場合は不要
17	個人事業者の所在地を証明するもの	②	②				
18	工事見積書	◎	◇				
19	付近見取図	◎					
20	各階平面図（施工前）	◎	◇	◎			
21	各階平面図（施工後）	○	◇				形状および範囲等に変更がない場合は不要
22	立面図または矩形図	◎					
23	工事内容説明書	○	◇				図面等に記載した場合は不要
24	写真	◎	◇	◎	◎		詳細は手引きを参照すること
25	カタログ	◎	◇	○			UB・窓・断熱材など（補強金物等）
26	耐震診断書および補強計算書	○	◇				
27	工事契約書の写し		◇		◎		
28	出荷証明書				○		
29	交付決定通知書					◎	

◎のマークは、必ず提出してください。

○のマークは、該当する場合に提出してください。

◇のマークは、書類の内容を変更する場合に提出してください。

マークの中に番号が付されているものは、同じ番号のなかで選択もしくは該当するものを一つ提出してください。